

○旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金交付要綱

平成28年3月3日

旭市告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災（以下「震災」という。）による被災者の生活再建に資するため、震災により被害を受けた住宅の建替えに伴い、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する際に要する経費について予算の範囲内において、合併処理浄化槽を設置する者に対し助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象浄化槽)

第2条 助成対象浄化槽は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）にあっては、処理対象人員が10人以下のもので、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもの

(2) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）第5条第1項の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備区域に設置する合併処理浄化槽については、処理対象人員が10人以下のもので、放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下若しくは総りん濃度が1リットルにつき1ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもの又はBOD除去率97パーセント以上で、かつ、放流水のBOD1リットルにつき5ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもの

(助成対象地域)

第3条 助成金の交付の対象となる地域（以下「助成対象地域」という。）は市内全域とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する区域は、助成対象地域から除く。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域

(2) 旭市農業集落排水事業の処理区域

(3) 排水路未整備区域。ただし、旭市合併処理浄化槽設置事業補助金交付実施規程（平成17年旭市訓令第52号）第2条に規定する蒸発拡散装置を設置する場合に限り助成対象地域とする。

（助成対象者）

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、自己の居住の用に供する住宅が震災の被害を受け、住宅を建替える際に、既存くみ取り便槽を廃し合併処理浄化槽を設置する者で、その整備について次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 浄化槽法第5条第1項に規定する届出をしていること又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けていること。

(2) 旭市に住民登録している者

(3) 世帯員全員が市税等を完納している者

（助成金額）

第5条 助成金の額は、30万円を限度とする。

（くみ取り便槽の確認）

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者は、第4条第1号の届出又は確認を受けた後、工事に着手する前にくみ取り便槽が設置されているかの確認を受けなければならない。ただし、既に工事に着手し、又は完了している者の場合は、くみ取り便槽が設置されていたことが確認できる書類等を提出するものとする。

（交付申請）

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 震災によりくみ取り便槽を設置した住宅が被害を受けたことを証明する書類（旭市の発行する罹災証明書）

(2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

(3) 浄化槽概要書の写し又は浄化槽調書の写し

(4) 配置配管図

- (5) 滞納のない証明書（申請者及び市税が課税されている世帯員分）
- (6) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し又は助成対象者が自ら行うことができる場合は、そのことを証明する書類
- (7) 工事費の領収書の写し
- (8) 工事施工写真
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（確認検査の受検）

第8条 助成対象者は、助成金交付申請後に確認検査を受けなければならない。

（交付決定通知）

第9条 市長は、第7条の交付申請があり、助成金の交付の決定をしたときは、旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、速やかにその決定の内容を、助成金の交付申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 助成金の交付を請求しようとするときは、旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消）

第11条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（旭市被災地浄化槽復旧支援事業補助金交付要綱の廃止）

- 2 旭市被災地浄化槽復旧支援事業補助金交付要綱（平成２３年旭市告示第１０７号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前の旭市被災地浄化槽復旧支援事業補助金交付要綱の規定により交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

（失効）

- 4 この要綱は、平成２９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし第１１条、第１２条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

第 1 号様式(第 7 条関係)

年 月 日

旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金交付申請書

旭市長

申請者
住所
氏名
電話番号

印

年度旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金の交付を受けたいので、旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

住宅等の所有		1. 本人 2. 共有(人) 3. その他()		
合併処理浄化槽設置場所		旭市		
被災場所（設置場所と違う場合のみ記載）		旭市		
事業内容	総工事費	円		
	浄化槽の人槽	人槽		
	事業の着工年月日 完了年月日	年 年	月 月	日 日
添付書類	(1) 震災によりくみ取り便槽を設置した住宅が被害を受けたことを証明する書類（旭市の発行する罹災証明） (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し (3) 浄化槽概要書の写し又は浄化槽調書の写し (4) 配置配管図 (5) 滞納のない証明書（申請者及び市税が課税されている世帯員分） (6) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（助成対象者が自ら行うことができる場合は、そのことを証明する書類） (7) 工事費の領収書の写し (8) 工事施工写真 (9) その他市長が必要と認める書類			

様

旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金について、下記のとおり交付決定(却下)したので、旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金交付要綱第 9 条の規定により通知する。

年 月 日

旭市長 印

記

助成金の交付決定額	円
-----------	---

(却下の理由)

- 教示 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、旭市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、旭市を被告として(訴訟において旭市を代表する者は旭市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 3 号様式(第 1 0 条関係)

年 月 日

旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金交付請求書

旭市長

申請者
住所
氏名
電話番号

印

年 月 日付け 第 号 旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金額決定通知書により決定した助成金の交付について、旭市被災住宅合併処理浄化槽転換助成金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり請求します。

助成金の決定額	円
交付請求額	円
振込先金融機関名	銀行、金庫 農協、組合 支店
預金種別	普通 当座
口座番号	
フリガナ	
氏名	

